

# 青森県報

号外第八十五号

令和七年  
十月十日  
(金曜日)

## 目 次

○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……二
○職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……二
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) ……一五
○青森県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) ……二〇
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……二〇
○青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課) ……二三
○青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道路課) ……二三

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十九号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二「青森県地方港湾審議会の項中」第三条の三第三項」を「第三条の三第五項」に改める。

附 則

この条例は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十号

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則(第九条)

第二節 交通費(第十条―第十三条)

第三節 宿泊費等(第十四条―第十六条)

第四節 転居費等(第十七条―第二十条)

第五節 その他の種目(第二十一条・第二十二条)

第六節 日額旅費(第二十三条)

第三章 費用弁償(第二十四条・第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第三十四条)

附則

第二条第一号中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)第二条に規定するその附属の」を「これらに附属する」に改

め、同条第三号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同条第五号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第六号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第七号中「扶養親族及び」を「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

「第二章 旅費」及び「第一節 通則」を削る。

第三条第一項中「次章」を「第三章」に改め、「この章」の下に「及び次章」を加え、同条第三項中「前項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同条第四項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において、」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に、「任命権者が」を「規則で」に改め、同条第五項中「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」及び「任命権者が」を「規則で」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「          」及び「          」という。）を削り、同条第三項中「を~~変更~~（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを~~変更する~~」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを~~変更する~~」を「その変更をする」に、「は、旅行命令簿に当該旅行に関する」を「は、旅行命令簿に規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」を削り、「し、これを提示する」を「する」に改め、同条第五項中「を提示し」を「に記載又は記録をし」に、「当該旅行に関する」を「同項に定める」に改め、「、これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第六項及び第七項を削る。

第五条第一項中「~~変更された~~」を「変更を受けた」に改め、「あらかじめ」の下に「旅行命令権者に」を加え、同条第二項中「速やかに」の下に「旅行命令権者に」を加える。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とし、同条の前の見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第八条から第十一条までを削る。

第十二条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「ため」を「ため第九条に規定する」に、「又は車賃（扶養親族移転料）」を「及びその他の交通費（家族移転費）」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に、「最初」を「年度の経過等の後に最初」に改め、同条を第七条とする。

第十三条第一項中「するもの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「以下同じ。」を含む。以下「第五項において同じ。」を含む。以下この条において「添えて」の下に「、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする

者（以下「支出者等」という。）に」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第二項中「、やむを得ない事情のため任命権者の承認を得た場合を除く外、二週間以内に」を「所定の期間内に、」に改め、同条第三項中「前項」を「支出者等は、前項」に、「より」を「よる」に、「過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間以内」を「所定の期間内」に、「返納し」を「返納させ」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「知事」を「任命権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「知事」を「任命権者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第十三条第七項中「及び様式」を「、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項」に改め、「財務に関する」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の章名及び一節を加える。

## 第二章 旅費の種目及び内容

### 第一節 通則

#### （旅費の種目及び内容）

第九条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二章第二節及び第三節を次のように改める。

### 第二節 交通費

(鉄道賃)

第十条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第十一条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に

掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十二条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額（その他の交通費）

第十三条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車に より乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### 第三節 宿泊費等

#### (宿泊費)

第十四条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### (包括宿泊費)

第十五条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### (宿泊手当)

第十六条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第二章に次の三節を加える。

### 第四節 転居費等

#### (転居費)

第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十九条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十八条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十九条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第二十条 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第五節 その他の種目

(渡航雑費)

第二十一条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに

入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第二十二條 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三條第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

#### 第六節 日額旅費

第二十三條 第九條に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認め、て任命権者が指定するものとする。

- 一 調査、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- 二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- 三 前二号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第九條に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第三十條の十第二項中「種類」を「種目、内容」に改め、第三章中同條を第二十四條とする。

第三十條の十一第三項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同條第五項中「第七項」を「第五項」に改め、同條第六項中「種類」を「種目、内容」に改め、同條を第二十五條とする。

第三十一條第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同條の前に次の四條を加える。

(本邦通過の場合の旅費)

第二十六条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(退職者等の旅費)

第二十七条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十八条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十九条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑

費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十一条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三十二条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第三十二条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第三十三条第一号中「並びに同条第六項の規定による旅行命令簿の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項の制定」を削り、同条第二号中「第二十一条第三項」を「第十九条第二項」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に改める。

第三十四条中「任命権者が」を「規則で」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一から別表第三までを削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条第一号から第五号までに掲げる特別職の職員（非常勤の監査委員を除く。以下「知事等」という。）に支給する旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費については、それぞれ次に掲げる額とする。

一 鉄道賃 運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級（等級が三以上に区分された鉄道（規則で定める鉄道を除く。）により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

二 船賃 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級（等級が三以上に区分された船舶（規則で定める船舶を除く。）により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

三 航空賃 運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級（等級が三以上に区分された航空機（規則で定める航空機を除く。）により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

四 宿泊費 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

第二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「種類」を「種目、内容」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第一項中「額は、鉄道賃、船賃及び車賃については」を「種目、内容、額、支給方法等については、」に、「例により計算した額とし、宿泊料及び食卓料については別表第三の定額」を「旅費支給の例」に改め、同項ただし書中「定額」を「額」に改め、同条第二項を削る。

附則第三項を削る。

別表第一から別表第四までを削る。

(青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正)

第三条 青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例(昭和二十五年七月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(旅費)

第七条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費についてはそれぞれ次に掲げる額、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当については一般職の職員の例により計算した額とする。

- 一 鉄道賃 運賃(運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級(等級が三以上に区分された鉄道(規則で定める鉄道を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
- 二 船賃 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級(等級が三以上に区分された船舶(規則で定める船舶を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
- 三 航空賃 運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級(等級が三以上に区分された航空機(規則で定める航空機を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

合計額

四 宿泊費 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

第八条中「前条第一項」を「前条」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、別表第四を削る。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費（航空賃に係るものを除く。）及び宿泊手当」に改め、「鉄道賃、船賃、車賃及び旅行雑費については」及び「とし、その他の費用弁償については別表第二の定額のおり」を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の一部改正）

第五条 建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例（昭和二十五年十二月青森県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費（航空賃に係るものを除く。）及び宿泊手当」に改める。

第四条中「鉄道賃、船賃、車賃及び旅行雑費については」を削り、「とし、その他の旅費については別表の定額による」を「とする」に改める。  
別表を削る。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第一項の旅行命令を発する旅行又は改正後の条例第二十五条第四項の規定により県の機関が旅行依頼を発する旅行について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令を発した旅行又は改正前の条例第三十条の十一第四項の規定により県の機関が旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行命令を変更する旅行又は施行日前に改正前の条例第三十条の十一第四項の規定により県の機関が旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二十五条第五項において準用する改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行依頼を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行命令を変更する旅行又は当該旅行依頼を変更する旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行命令を変更する旅行又は当該旅行依頼を変更する旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第四項及び第五項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる

場合について適用し、改正前の条例第三条第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第三十二条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 第二条の規定による改正後の特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定、第四条の規定による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

#### 青森県条例第五十一号

#### 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項から五の項までを削り、六の項を三の項とし、七の項から十の項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第二の一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を加え、「外国人生活保護関係情報」を

「生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生

活保護関係情報」という。)に改め、同項を同表の一の項とし、同表中三の項を二の項とし、四の項から六の項までを削り、七の項を三の項とし、八の項を四の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青 森 県 知 事      宮      下      宗      一      郎

青森県条例第五十二号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県条例第五十二号

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十四号

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「車賃、宿泊料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第三号中「車賃、宿泊料又は旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改め、同条第四号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定（「船賃」の下に「、航空賃」を加える部分を除く。）及び同条第三号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

青 森 県 知 事      宮      下      宗      一      郎

青森県条例第五十五号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第二十一条とし、第七条から第十三条までを七条ずつ繰り下げる。

第六条中「から前条まで」を「、第三条及び前二条」に改め、同条を第十三条とし、第五条を第十二条とし、第四条を第十一条とし、第三条の次に次の七条を加える。

（沿道区域の指定の基準）

第四条 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 沿道区域（法第四十四条第一項の沿道区域をいう。次号及び次条において同じ。）の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危

一 険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。

二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(届出対象区域の指定の公示)

第五条 法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域(同条第一項の届出対象区域をいう。以下この条において同じ。)の指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地

二 届出対象区域に接続する道路の路線名

三 工作物(法第四十四条第二項の規定により公示されたものに限る。第八条において同じ。)

四 届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間

2 知事は、前項の公示をする場合においては、規則で定める縮尺以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、規則で定める場所において一般の縦覧に供しなければならない。

(届出対象区域内における行為の届出)

第六条 法第四十四条の二第三項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 行為の種類

二 場所

三 設計又は施行方法

四 着手予定日

五 完了予定日

第七条 法第四十四条の二第三項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(届出対象区域内における届出を要しない行為)

第八条 法第四十四条の二第四項第一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為

二 工作物の倒壊を防止するための行為

(変更の届出)

第九条 法第四十四条の二第五項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 場所

二 設計又は施行方法のうち、その変更により法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの

以外のもの

第十条 第七条の規定は、法第四十四条の二第五項の規定による届出について準用する。

附則第四項中「第四条」を「第十一条」に改める。

附則第五項中「第五条」を「第十二条」に改める。

別表中「第七条関係」を「第十四条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭